

群馬県登録飼養衛生管理者実施要領

第1 目的

豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）は、適切な接種を実施すれば発症の防御に有効な手段であるため、ワクチンの厳格な管理や適時適切な接種が求められる。

この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）に規定する登録飼養衛生管理者（以下「登録管理者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定める。

第2 登録対象者

登録の対象となる者は、認定農場（指針第3-2の1の（3）の②に規定する認定農場をいう。以下同じ。）において、ワクチン接種を実施することが可能な飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。）とする。

第3 認定農場の要件

認定農場として認定を受けようとする農場は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1 飼養衛生管理基準

飼養衛生管理基準を遵守している農場であること。

2 ワクチン管理体制

ワクチンを厳格に管理するための作業手順書（指針留意事項13の3の作業手順書をいう。）を作成し、認定農場及び登録管理者が満たすべき要件等を遵守できる体制となっていること。

3 家畜保健衛生所及び家畜防疫員又は知事認定獣医師（以下「獣医師」という。）

と緊密に連携がとれる体制となっていること。

第4 登録管理者の要件

登録管理者として登録を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1 適時性

獣医師によるワクチン接種と同等以上の適切な時期にワクチン接種を行うことができることと認められること。

2 適切性

研修会への参加等により、ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得し、維持していると認められること。

3 法第50条に基づくワクチン使用許可の要件を遵守し、作業手順書に従って作業が実施できること。

4 家畜保健衛生所及び獣医師と緊密に連携がとれ、その指示及び指導に従うことができること。

第5 申請等

1 認定農場として認定を受けようとする農場は、「農場認定申請書」（別記様式1）を管轄の家畜保健衛生所（以下「家保」という。）を経由して、知事に提出するものとする。

2 登録管理者として登録を受けようとする者は、あらかじめ県が実施する研修会に参加して必要な知識及び技術を習得することとする。なお、知事は研修を修了した者に対して修了証を交付する。

3 修了証の交付を受けた者は、「登録管理者申請書」（別記様式2）に必要事項を記入し、知事に提出することで登録を受けることができる。

第6 審査等

1 家保は、農場認定申請書を受理した場合は、その内容を確認し、必要に応じて申請者に対して指導を行い、改善を求めるものとする。これにより、認定農場の要件を満たすと判断した場合、受理した農場認定申請書を知事へ送付する。

知事は、第3の認定要件に基づき申請の内容を審査し、認定の可否を決定する。

また、審査の結果、認定農場として認定した場合は、その旨を農場に対して通知する。

2 知事は、登録管理者申請書を受理した場合は、内容を確認し、県が作成・管理する名簿（以下「登録名簿」という。）に登録を行う。

3 登録管理者は、登録管理者申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに「登録管理者申請内容変更届」（別記様式3）を知事に提出するものとする。

第7 登録名簿からの除外

登録管理者が、次のいずれかに該当する場合であって、改善が見られない場合には、登録名簿から除外することができる。なお、登録名簿から除外された時点で修了証は

失効するものとする。

- 1 県が実施する研修を、原則として毎年1回以上受講していないとき。
- 2 法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき。
- 3 ワクチン接種を実施する認定農場が、指針に掲げる要件を遵守していない等の理由で認定を取り消されたとき。
- 4 その他、ワクチンの接種又は管理において、適切でない事由が発生したとき。

第8 登録の辞退

登録管理者が、その登録を辞退するときは、「登録管理者辞退届」（別記様式4）を知事に提出するものとする。

第9 登録管理者の責務

- 1 登録管理者は、作業手順書に従い、適切な接種及びワクチンの厳格な管理を実施するものとする。
- 2 登録管理者は、原則として毎年1回以上、県が実施するフォローアップ研修を受講することとする。
- 3 登録管理者は、接種技術の維持・向上を目的として、家保が必要と認める期間において、豚熱ワクチン接種票を交付した獣医師（以下「接種票交付獣医師」という。）に接種状況の確認を依頼することとする。

また確認状況は、接種票交付獣医師が「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施状況報告書」（別記様式5）により、家保へ報告することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、別に定める日から施行する。
ただし、次項の規定は令和5年2月28日から施行する。

（準備行為）

- 2 第5の規定に基づく申請等及び第6の規定に基づく審査等は、この要領の施行前においても行うことができる。